経 済 産 業 省

20230120保 第 6 号 令和 5 年 1 月 2 7 日

消費経済審議会 会長 小塚 荘一郎 殿

経済産業大臣 西村 康稔

消費生活用製品安全法の特定製品の指定について(諮問)

消費生活用製品安全法第2条第2項の規定に基づく同法施行令の改正について、下記の事項を審議いただきたく、同法第47条第1項の規定に基づき諮問します。

記

磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂製玩具を消費生活用製品安全法の特定製品に指定すること。

<特定製品の一覧(※が追加する特定製品)>

- 一 家庭用の圧力なべ及び圧力がま(内容積が十リットル以下のものであつて、九・八キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するように設計したものに限る。)
- 二 乗車用ヘルメット(自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。)
- 三 乳幼児用ベッド(主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の 睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、 揺動型のものを除く。)
- 四 登山用ロープ (身体確保用のものに限る。)
- 五 携帯用レーザー応用装置(レーザー光(可視光線に限る。)を外部に照 射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。)
- 六 浴槽用温水循環器(主として家庭において使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となつているものであつて専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大の流量が十リットル毎分未満のものを除く。)
- 七 石油給湯機(灯油の消費量が七十キロワット以下のものであつて、熱交 換器容量が五十リットル以下のものに限る。以下同じ。)
- 八 石油ふろがま(灯油の消費量が三十九キロワット以下のものに限る。以 下同じ。)
- 九 石油ストーブ (灯油の消費量が十二キロワット (開放燃焼式のものであって自然通気形のものにあっては、七キロワット)以下のものに限る。)
- 十 ライター (たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造 上一体となつているものであつて当該容器の全部又は一部にプラスチッ クを用いた家庭用のものに限る。)
- ※十一 磁石製娯楽用品(磁石と他の磁石とを引き合わせることにより玩具その他の娯楽用品として使用するものであつて、これを構成する個々の磁石 又は磁石を使用する部品が経済産業省令で定める大きさ以下のものに限 る。)
- ※十二 吸水性合成樹脂製玩具(吸水することにより膨潤する合成樹脂を使用した部分が吸水前において経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。)